球磨村告示第3号

令和3年第2回球磨村議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年3月8日

球磨村長 松谷 浩一

1	期	日	令和3年3月12日							
2	場	所	球磨村議会議	場						
		-								
○阝	₹会 F	に応招	召した議員							
			板﨑	壽一君				東	純一君	
			犬童	勝則君				小川	俊治君	
			髙澤	康成君				舟戸	治生君	
			嶽本	孝司君				多武	義治君	
			田代	利一君				松野	富雄君	
		-								_
3 F] 15 ⊨	に応招	召した議員							
					司		上			
		-								—
3 F]17 ⊨	に応招	召した議員							
						IJ				
		-								
3 F] 18 ⊨	日に応招	日した議員							
						IJ				
			- > > >> > > > > > > > > > > > > > > >							_
3 F	19 ₽	日に応招	召した議員							
						IJ				
	L 177 \)24 🗆				-			_
OЛ	が招し	ンなかっ	た議員							
										_

令和3年 第2回 球磨村議会定例会会議録(第1日)

令和3年3月12日(金曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第1号)

令和3年3月12日 午前9時59分開会

		1440 十07177							
日程第1	会議録署名詞	義員の指名について							
日程第2	会期の決定について								
日程第3	一部事務組合議会報告								
日程第4	報告第7号	専決処分の報告について							
日程第5	議案第7号	球磨村高齢者生活福祉センター「せせらぎ」の指定管理者の指定につ							
		いて							
日程第6	議案第8号	田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者の指定について							
日程第7	議案第9号	一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部							
		を改正する条例の制定について							
日程第8	議案第10号	球磨村農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定につい							
		T							
日程第9	議案第11号	球磨村治山事業分担金徴収条例の制定について							
日程第10	議案第12号	球磨村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に							
		ついて							
日程第11	議案第13号	球磨村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について							
日程第12	議案第14号	球磨村多目的集会施設設置条例を廃止する条例の制定について							
日程第13	議案第15号	球磨村コミュニティセンター清流館条例の一部を改正する条例の制定							
		について							
日程第14	議案第16号	球磨村総合運動公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制							
		定について							
日程第15	議案第17号	球磨村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について							
日程第16	議案第18号	令和2年度球磨村一般会計補正予算について							
日程第17	議案第19号	令和2年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について							
日程第18	議案第20号	令和2年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について							
日程第19	議案第21号	令和2年度球磨村介護保険特別会計補正予算について							

日程第20 議案第22号 令和2年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

日程第21 議案第23号 令和3年度球磨村一般会計予算について

日程第22 議案第24号 令和3年度球磨村国民健康保険特別会計予算について

日程第23 議案第25号 令和3年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第24 議案第26号 令和3年度球磨村介護保険特別会計予算について

日程第25 議案第27号 令和3年度球磨村簡易水道特別会計予算について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一部事務組合議会報告

日程第4 報告第7号 専決処分の報告について

日程第5 議案第7号 球磨村高齢者生活福祉センター「せせらぎ」の指定管理者の指定について

日程第6 議案第8号 田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者の指定について

日程第7 議案第9号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部 を改正する条例の制定について

日程第8 議案第10号 球磨村農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定につい て

日程第9 議案第11号 球磨村治山事業分担金徴収条例の制定について

日程第10 議案第12号 球磨村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

日程第11 議案第13号 球磨村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第14号 球磨村多目的集会施設設置条例を廃止する条例の制定について

日程第13 議案第15号 球磨村コミュニティセンター清流館条例の一部を改正する条例の制定 について

日程第14 議案第16号 球磨村総合運動公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制 定について

日程第15 議案第17号 球磨村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第18号 令和2年度球磨村一般会計補正予算について

日程第17 議案第19号 令和2年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

日程第18 議案第20号 令和2年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第19 議案第21号 令和2年度球磨村介護保険特別会計補正予算について 日程第20 議案第22号 令和2年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について 日程第21 議案第23号 令和3年度球磨村一般会計予算について 日程第22 議案第24号 令和3年度球磨村国民健康保険特別会計予算について 日程第23 議案第25号 令和3年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について 日程第24 議案第26号 令和3年度球磨村介護保険特別会計予算について 日程第25 議案第27号 令和3年度球磨村簡易水道特別会計予算について

出席議員(10名)

 1番 板崎 壽一君
 2番 東 純一君

 3番 犬童 勝則君
 4番 小川 俊治君

 5番 髙澤 康成君
 6番 舟戸 治生君

 7番 嶽本 孝司君
 8番 多武 義治君

 9番 田代 利一君
 10番 松野 富雄君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 友尻 陽介 書記 日隠 啓知

説明のため出席した者の職氏名

午前9時59分開会

教育課長 ………… 永椎樹一郎君

○議長(多武 義治君) おはようございます。本日は第2回定例会が招集されましたところ、全員ご出席です。ただいまから令和3年第2回球磨村議会定例会を開会します。

会議に先立ち、12月定例会以降の行事と諸般の報告をいたします。

それぞれの行事につきましては、お手元に配付してあるとおりですので、報告書をもって報告 に代えさせていただきます。

続いて、12月定例会以降の例月出納検査について、議会推薦監査委員小川俊治君にその報告 をお願いいたします。4番、小川俊治君。

○議員(4番 小川 俊治君) おはようございます。12月定例議会以降の例月出納検査の結果 について、ご報告いたします。

令和2年11月分と12月分、そして令和3年1月分のそれぞれの結果については報告書のコピーをお手元に配付しておりますが、検査の結果につきましてはそれぞれ何ら不正非違の点は見受けられず、全て適正でありました。

なお、数値等の詳細については報告書を事務局に備えてありますので、御覧ください。 以上で、例月出納検査の報告を終わります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長(多武 義治君) 次に、日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第123条の規定によって指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、1番、板﨑壽一君、2番、東純一君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長(多武 義治君) 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの8日間にしたいと思います。ご 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(多武 義治君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの 8日間に決定しました。

日程第3 一部事務組合議会報告

○議長(多武 義治君) 次に、日程第3、一部事務組合議会の報告を行います。 まず、人吉球磨広域行政組合議会の報告をお願いします。10番、松野富雄君。

〇議員(10番 松野 富雄君) おはようございます。令和3年第1回人吉球磨広域行政組合議

会定例会が、2月26日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、会議録署名議員の指名については、18番、茂吉隆典議員(相良村)と19番、中村重道議員(相良村)が指名されました。

日程第2、会期の決定については、2月26日開会、2月27日から3月24日までを休会とし、3月25日までとすることに決定しました。

日程第3、行政報告については、理事会代表理事から令和2年12月定例理事会から令和3年 2月定例理事会の3回の理事会での審議事項について報告がありました。

日程第4、議案第1号人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計条例を廃止する条例の制定について、日程第5、議案第2号令和2年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算(第5号)、日程第6、議案第3号令和2年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額(第2号)、日程第7、議案第4号令和3年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第8、議案第5号令和3年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の5議案を一括し、執行部の提案理由の説明を行い、その後、日程第4、議案第1号から日程第6、議案第3号までの条例の廃止1件、補正案件2件について補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、議案第1号から3号まで原案のとおり可決し、1日目は散会となりました。

以上、令和3年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目の会議結果について報告します。 議長(多武 義治君) 次に 人吉下球磨消防組合議会の報告をお願いします。3番 大竜勝則

○議長(多武 義治君) 次に、人吉下球磨消防組合議会の報告をお願いします。3番、犬童勝則君。

○議員(3番 犬童 勝則君) おはようございます。では、令和3年2月第1回人吉下球磨消防組合議会定例会の会議結果報告します。

令和3年2月25日行われ、人吉下球磨消防組合消防本部会議場で行われました。

出席者議員8名を含め、計27名です。

会議の結果。

日程第1、会期の決定。令和3年2月25日、1日と決定。

日程第2、会議録署名議員の指名。2番、人吉市選出の本村議員、3番、山江村選出議員の立 道議員を指名されました。

日程第3、議案第1号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制 定について。

日程第4、議案第2号人吉下球磨消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第5、議案第3号人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第6、議案第4号令和2年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算について、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,694万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,750万2千円とするものといたしました。

日程第7、議案第5号令和3年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,940万9千円とするもの、対前年比では5,719万9千円の増額となりました。

以上、原案可決いたしました。

日程第8、一般質問を人吉市選出議員の牛塚議員が消防組織の広域化について質問されました。 以上で、人吉下球磨消防組合の会議結果報告を終了いたします。

○議長(多武 義治君) 以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

ここで、村長から施政方針の申出があっておりますので、これを許可します。村長、松谷浩一 君。

〇村長(松谷 浩一君) みなさん、改めましておはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

令和3年球磨村議会第2回定例会に令和3年度一般会計案をはじめ、各特別会計予算案並びに 諸案件を提案し、ご審議をお願いするに当たり、私の村政に臨む施政の概要を申し上げ、村民の 皆様並びに議員各位にご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年3月25日に村長に就任し、はや1年がたとうとしております。本村では、平成31年3月に第6次球磨村総合計画を策定し、総合計画に掲げる本村の将来像「豊かな心と 美しい水と 緑が輝く 酸素ちょっと濃いめの 生き活き山村くまむら」の実現に向けて、着実に事業を進めておりました。

そのような中、新型コロナ感染症の感染拡大や令和2年7月豪雨による災害の発生は、これまでの生活を一変させました。特に7月4日に発生した令和2年7月豪雨による災害は、本村において25人もの貴い人命を失い、村内全域で河川の氾濫や土砂流出による住宅、住家被害をはじめ、道路等のインフラ施設、地域経済などに甚大な被害を受けました。犠牲になられた方々に改めて哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

災害から8か月が過ぎ、これまでの間、国、県はもとより多くの方々から様々な支援、ご協力をいただきながら、復旧復興に全力で取り組んでまいりました。これからの復旧復興に当たっては、球磨村復興計画の基本方針に掲げられている基本理念「災害に強く、豊かな地域資源等を後世に継承し、住民が安全に安心して住み続けられる山里「球磨村」」の振興に向かって、計画をより具現化し、村民の皆様に復旧復興を実感していただけるような1年にしなければならないと考えております。

一方では、復旧復興を成し遂げるまでには長い時間と莫大な財源が必要となります。しばらくは本村にとって、令和2年7月豪雨災害への対応は何よりも優先するべきであり、将来的な財政の健全化と豪雨災害からの復旧復興の推進を両立させる財政運営を果たさなければなりません。これらのことを職員全体で共有した上で、令和3年度の当初予算編成に当たっては、球磨村復旧復興基本方針に掲げる「村民の生活再建」「村を支える産業の再生と新たな雇用の創出」そして「災害に強く、安全に安心して暮らせる新たな球磨村の創造」この3つの基本目標の下、村民に寄り添い、困難を共に乗り越え、みんなでつくる安全に安心して住み続けられる球磨村を目指して、必要不可欠な復旧復興の施策を厳選して取り組むこととしております。

まず、村民の生活再建についてでありますが、被災された方々にとって最も大きな課題であり、 住み慣れた地域に戻り安心して暮らせる環境づくりを進めるため、意向調査や地区別の協議等を 行いながら、流域治水と協力したかさ上げや宅地造成による安全な宅地の整備を進めます。また、 自力での再建が困難な被災者の住まいを確保するためには、各地区において災害公営住宅を検討 し、整備を進めます。

一方で、住宅の再建に向けては、関係機関と連携しながら住民相談等を行うなど、円滑な再建 を支援いたします。また、多くの方々が住み慣れた地域から離れた場所での生活を強いられてお り、きめ細かな支援が必要となっています。

高齢者や障害者等の支援が必要な方に対しては、地域支え合いセンターによる見守りや生活相談をはじめ、保健師による個別相談、個別訪問など、医療・福祉・行政の各機関が連携し、生活への不安を取り除き、安心して生活できるよう支援を行うとともに、各集落の地域コミュニティの再生や新たなコミュニティづくり、地域文化の復活を通し、村民の誇りを取り戻す取組を進めます。

また、今回の豪雨災害を教訓として、国や県が目指す脱炭素社会の実現に向けて、村としても環境に配慮した先進的な地域づくりを目指します。

次に、子育で・教育環境の整備につきましては、スクールカウンセラー等の配置により、児童 生徒に対する心のケアを図るとともに、アフタースクール等により子ども・子育で支援の充実を 図ります。

また、現在被災した渡小学校校舎を球磨中敷地内に併設に向けて進めていますが、これからの 球磨村を担う子どもたちが安全で安心して学べる教育環境を確保するためにも、小中学校の統廃 合を含め、教育環境改善についても検討してまいります。

次に、日常の生活や経済活動を支える経済基盤である道路については、今後も国、県に早期復旧による通行止め解除を求めるとともに、JR九州くま川鉄道等の公共交通機関の再開に対しても流域自治体と共同で働きかけを行います。また、村民の生活に欠かせないコミュニティバス及

びハイスクールバスについても、道路の復旧状況に合わせて見直しを行い、利便性の向上に努めます。

次に、村を支える産業の再生と新たな雇用の創出についてでございますが、球磨川とともに育んできた私たちの暮らしを見詰め直し、美しい景観への再生を進めるとともに、復興の象徴として、山、川、地形を生かした豊かな自然環境と触れ合う観光村づくりを流域市町村と連携して取り組みます。

また、村の基幹産業である農林業をはじめとした産業や、それを支える基盤も被害を受けており、林業の基盤であり生活道路も兼ねる林道や作業道及び農道、農地、農業用施設等についても早期復旧を目指すとともに、なりわいの活力回復や雇用の確保、村の持続的な発展に向け、生活基盤の復旧やスマート農林業の導入による地域産業の再建、支援に取り組みます。

次に、災害に強く安全に安心して暮らせる新たな球磨村の創造についてでございますが、今回の災害で国道219号の崩落に加え、球磨川の架橋や鉄道橋が流されるなど、道路や水道、河川、電気、通信等のインフラに甚大な被害を受けました。また、想定を超える被害に対し、救助活動も難航したことから、幇助の限界が明らかとなりました。今後、起こり得る災害に備えるためにも、災害検証に基づく防災計画の見直しや情報通信技術の活用を推進するとともに、村の防災体制の強化、職員のスキルアップや人材育成に努めます。

あわせて、地域での避難訓練や自主防災体制の強化、復興の段階に合わせて防災拠点の確保や 安全な避難場所及び避難ルートの見直しなどを行い、災害に強い村を創造します。

以上、令和3年度当初予算編成に当たっての基本的な考え方を申し上げました。

これまで村議会の審議結果や監査委員の審査意見、また、村民の皆様の行政に対する意見を真摯に受け止め、反映するよう努めてまいりました。今後も球磨村に住み続けたい、帰ってきたいと思われる魅力あふれる村、単に災害前の状態に復旧するだけではなく、未来に向かって持続可能で豊かな全ての村民が生き生きと暮らせる村づくりを目指します。そのゴールへの道のりは遠く険しいと思いますが、国や県の動向等を注視しつつ、事務事業の効率化、適正化に努めるとともに、村民の方々のご理解とご協力を得ながら全職員が一丸となり、村の復旧復興のために全力で村政運営に当たってまいります。村民の皆様並びに議員各位におかれましては、重ねてさらなるご理解とご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げまして、私の施政方針とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(多武 義治君) それでは、議案の上程を行います。

日程第4. 報告第7号 専決処分の報告について

〇議長(多武 義治君) 日程第4、報告第7号専決処分の報告を上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長(松谷 浩一君) 改めましてでございますが、今回の定例会では、報告1件、令和3年度の一般会計並びに特別会計予算案をはじめとする議案21件を上程させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、専決事項の報告について説明いたします。

上程いただきました報告第7号につきましては、業務委託第2号村道渡大槻線のり面詳細設計業務委託を契約解除した際に発生した損害賠償額に関する専決処分事項でございます。

この業務委託は、村道渡大槻線の境目、蕨谷間において令和2年5月の豪雨により、のり面崩壊が発生したため、工法検討等に係る設計業務を委託したものでございます。この件に関しましては、村と株式会社タイセイプラン球磨営業所との間で、令和2年7月1日に業務委託契約を締結しましたが、令和2年7月豪雨により業務箇所までの経路が被災し、業務が不可能となったため、球磨村公共工事関係業務委託契約約款第43条第1項に基づき、令和2年9月10日に業務委託契約を解除し、その時点までの書類作成等に係る費用1万5千円を同約款第43条第2項に基づく損害賠償額として承認し支払うことにより、本件に関してその一切の債権、債務が存在しないことで双方の合意が成立しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分させていただいたものでございます。

以上、ご報告いたします。

〇議長(多武 義治君) 説明が終わりました。本案件について質疑はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(多武 義治君) 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、これで報告第7号の報告を終わります。

<u>日程第5. 議案第7号 球磨村高齢者生活福祉センター「せせらぎ」の指定管理者の指定に</u> ついて

〇議長(多武 義治君) 次に、日程第5、議案第7号球磨村高齢者生活福祉センター「せせらぎ」の指定管理者の指定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

〇村長(松谷 浩一君) 上程いただきました、議案第7号球磨村高齢者生活福祉センター「せせらぎ」の指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本年3月31日で指定管理の期間が満了する「せせらぎ」につきまして、新たに指定管理者の 公募のため、本年1月12日から2月12までの1か月間公告を行い、村のホームページでも広 く周知を図ったところでございます。その結果、球磨村高齢者生活福祉センター「せせらぎ」は、 社会福祉法人球磨村社会福祉協議会から指定の申請が提出され、2月19日に指定管理候補者選定委員会を開催し、この団体を候補者として選定したところでございます。

指定管理の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び球磨村公の施設の指定 管理者の指定の手続に関する条例第6条の規定により、議会の議決を経て指定することとなって おります。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第6. 議案第8号 田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者の指定について

○議長(多武 義治君) 次に、日程第6、議案第8号田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者の指定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

〇村長(松谷 浩一君) 上程いただきました、議案第8号田舎の体験交流館「さんがうら」の指 定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

田舎の体験交流館「さんがうら」の設置及び管理に関する条例第12条において、公の施設の管理について法人、その他の団体にあって村長が指定するもの、いわゆる指定管理者に施設の管理を行わせるものとなっております。

本年の1月12日から2月12日までの1か月間公告を行い、村のホームページで広く周知を図ったところでございます。その結果、田舎の体験交流館「さんがうら」は、田舎の体験交流館さんがうら運営委員会から指定の申請書が提出され、2月19日に指定管理候補者選定委員会を開催し、この団体を候補者として選定したところでございます。

指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び球磨村公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第6条の規定により、議会の議決を経て指定することとなっております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第7. 議案第9号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について

○議長(多武 義治君) 次に、日程第7、議案第9号一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

〇村長(松谷 浩一君) 上程いただきました、議案第9号一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

これまで一勝地交流センター「かわせみ」の管理、運営につきましては、株式会社球磨村ふる さと振興公社を指定管理者としておりましたが、今般、指定管理期間が終了することから、来年 度以降の指定管理候補者を公募したところ、応募がありませんでした。そこで今回、村直営での 管理運営も可能となるよう、一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全 部を改正するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第8.議案第10号 球磨村農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定に ついて

〇議長(多武 義治君) 次に、日程第8、議案第10号球磨村農地及び農業用施設災害復旧事業 分担金徴収条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長(松谷 浩一君) 上程いただきました、議案第10号球磨村農地及び農業用施設災害復旧 事業分担金徴収条例について、提案理由をご説明申し上げます。

令和2年7月豪雨災害により被災した農地及び農業用施設の災害復旧事業を行うため、事業費 の一部を受益者に負担していただく必要があると考えております。そのため、地方自治法第 224条の規定に基づき、分担金を徴収するに当たり、分担金の割合等の設定が必要になります ので、今回、提案するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第9. 議案第11号 球磨村治山事業分担金徴収条例の制定について

〇議長(多武 義治君) 次に、日程第9、議案第11号球磨村治山事業分担金徴収条例の制定を 上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

〇村長(松谷 浩一君) 上程いただきました、議案第11号球磨村治山事業分担金徴収条例の制 定について、提案理由をご説明申し上げます。

令和2年7月豪雨災害において、国庫補助事業の要件を満たさない小規模な山腹崩壊により、 被災した家屋等の災害復旧事業を行うため、事業の一部を受益者に負担していただく必要がある と考えております。そのため、地方自治法第224条の規定に基づき、分担金を徴収するに当た り、分担金の割合等の設定が必要になりますので、今回、提案するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

<u>日程第10. 議案第12号 球磨村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の</u> 制定について

○議長(多武 義治君) 次に、日程第10、議案第12号球磨村報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長(松谷 浩一君) 上程いただきました、議案第12号球磨村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本村の学校医の報酬額は、人吉球磨圏域の医師会等で定める額を基準に設定しておりますが、 消費税増税に伴う報酬額等の変更に対応するため、別表中明記してある金額について報酬は年額 とし、予算の範囲内で村長が定める額に改めるほか、所要の規定の整備を行うものでございます。 ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第11. 議案第13号 球磨村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(多武 義治君) 次に、日程第11、議案第13号球磨村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

〇村長(松谷 浩一君) 上程いただきました、議案第13号球磨村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

村営住宅につきましては、現在、令和2年7月豪雨での浸水被害により、継続して使用することができないため、用途廃止を行い、解体工事を進めているところですが、公営住宅住宅の名称や建設場所などについて、村営住宅管理条例の別表に定めておりましたので、現況に合わせて別表を削除するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第12. 議案第14号 球磨村多目的集会施設設置条例を廃止する条例の制定について

○議長(多武 義治君) 次に、日程第12、議案第14号球磨村多目的集会施設設置条例を廃止 する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長(松谷 浩一君) 上程いただきました、議案第14号球磨村多目的集会施設設置条例を廃止する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

渡多目的集会施設及び神瀬多目的集会施設につきましては、令和2年7月豪雨での浸水被害により、現在使用することができない状況となっております。今後におきましても、同施設を設置

した当初の目的を果たすことはできませんので、同設置条例を廃止するものでございます。 ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第13. 議案第15号 球磨村コミュニティセンター清流館条例の一部を改正する条例 の制定について

○議長(多武 義治君) 次に、日程第13、議案第15号球磨村コミュニティセンター清流館条 例の一部を改正する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長(松谷 浩一君) 上程いただきました、議案第15号球磨村コミュニティセンター清流館 条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

コミュニティセンター清流館の大会議室につきましては、現在、建設課と生活環境課が事務室 として使用しており、今後も住民の方への貸出しができない状況となりますので、現況に合わせ て別表中に定めてある大会議室を削除するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第14. 議案第16号 球磨村総合運動公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条 例の制定について

○議長(多武 義治君) 次に、日程第14、議案第16号球磨村総合運動公園の設置及び管理に 関する条例を廃止する条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長(松谷 浩一君) 上程いただきました、議案第16号球磨村総合運動公園の設置及び管理 に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

球磨村総合運動公園は、村民の体育、スポーツの振興及び健康と福祉の増進を図るため設置されたものでございますが、令和2年7月豪雨災害により被災された方々の仮設住宅団地として利用しており、当初の目的を達することができないため、本条例を廃止するものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第15. 議案第17号 球磨村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(多武 義治君) 次に、日程第15、議案第17号球磨村介護保険条例の一部を改正する 条例の制定を上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長(松谷 浩一君) 上程いただきました、議案第17号球磨村介護保険条例の一部を改正す

る条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

介護保険制度は、平成12年度に始まり、その運用については、球磨村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を定め、事業を推進しているところでございます。

この計画は、3年を1期として事業計画を定め、これまで7期の計画を策定し、今日に至っており、介護給付費は、平成26年度の6億5,000万円をピークに、平成27年度以降は6億4,000万円から6億1,000万円ぐらいを推移しており、今後も給付費が減少に転じることが見込めない状況でございます。また、本村の人口が年々減少する中で、介護保険制度を支える第1号被保険者の数も減少していくことが見込まれます。

このような中、本年度は第8期計画の策定の時期であることから、今後3年間の事業計画及びその推進について、球磨村福祉事業計画審議会に諮問しており、先般、答申がございました。その内容の一つに、今後3年間の介護保険料を定める必要もあることから、その保険料についても審議をお願いしたところで、給付費の減少が見込まれないこと、第1号被保険者の減少が今後も続いていくことから、令和3年度から令和5年度までの標準月額介護保険料を、現在設定している6,300円であったものを6,600円とするものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第16. 議案第18号 令和2年度球磨村一般会計補正予算について

日程第17. 議案第19号 令和2年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

日程第18. 議案第20号 令和2年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第19. 議案第21号 令和2年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

日程第20. 議案第22号 令和2年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

○議長(多武 義治君) 次に、日程第16、議案第18号令和2年度球磨村一般会計補正予算から日程第20、議案第22号令和2年度球磨村簡易水道特別会計補正予算までは、令和2年度の一般会計及び特別会計の補正予算ですので、5議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長(松谷 浩一君) 一括で上程いただきました、議案第18号から議案第22号令和2年度 一般会計並びに各特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第18号令和2年度球磨村一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、令和2年7月豪雨に伴う災害から、復旧復興事業に関連する予算や、新型 コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する予算の補正を行うとともに、各事業の実 績に基づいて補正を行っております。

まず、歳出から主な内容をご説明申し上げますと、予算章29ページから30ページにかけて

の新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費については、国の第3次補正予算により、交付 金が追加交付されることになりましたので、新たな事業を計上するとともに既存事業は実績に基 づいて補正しております。

また、予算章30ページから31ページの総務費、災害対策費では、村営一勝地友尻団地の跡地に仮設店舗を設置する予算を計上し、令和2年7月豪雨で被災された商店や飲食店等の入居を予定しております。

予算章35ページから36ページの災害対策費では、災害廃棄物等処理事業の事業費が当初約15億円で事業を開始しておりましたが、査定の結果で、約44億円の事業費が必要となったため、予算を増額しております。なお、財源につきましては、補助金と村債をそれぞれ事業費の2分の1ずつ活用いたします。

予算章41ページの小学校費及び中学校費における教育振興費では、国の補助金を活用して小中学校で使用するタブレット端末を購入したため、使用料が不用になりましたので、実績に合わせて減額し、また、小学校費の災害対策費では、渡小学校仮設校舎を球磨中学校敷地内に建設することに伴い、老朽化した球磨中学校技術室を解体する工事を補正しております。

予算章42ページから43ページの災害復旧費では、それぞれの実績に合わせて事業費を補正 しております。

次に、歳入の主な内容をご説明いたしますと、予算章16ページの村税については、令和2年 7月豪雨に伴う減免処置等の影響により、予算を減額しております。

予算章18ページから23ページの国、県支出金については、事業費に合わせて予算額を補正し、予算章24ページの財産収入の建物貸付収入については、令和2年7月豪雨により村内住宅等が被災し、入居者と契約を解除したため、貸付収入がなくなりましたので、予算額を減額しております。

予算章24ページの寄付金は、現在の実績に合わせて、ふるさと応援災害復興復旧寄付金や災害復興復旧寄付金を増額し、予算章25ページの繰入金については、活用を予定していた事業実績に合わせて補正しております。なお、予算章25ページの簡易水道特別会計繰入金は、簡易水道施設の災害復旧事業費の財源として、一般会計から繰出金を支出しておりましたが、査定を経て、簡易水道特別会計への災害復旧分の補助額が確定したことから、繰出金の戻入れを行います。予算章26ページの村債については、第3表にもお示ししておりますとおり、事業費に合わせて補正をしております。

そのようなことから、今回は35億811万2千円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 137億3,450万8千円とする予算を編成したところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業や、災害復旧復興事業等で年度内に執行が

完了できないと見込まれる事業がございますので、今回、第2表で繰越明許費としてご提案申し上げます。

次に、議案第19号令和2年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明申し上 げます。

歳入につきましては、国民健康税財産収入繰入金、繰越金について、実績見込みに合わせてそれぞれ補正を行っております。

次に、歳出については、今年度の預金利子の発生に伴う増額補正を行っております。

このようなことから、今回は6千円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億9,317万6千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第20号令和2年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合から示された決算見込み等による後期高齢者医療保険 及び保険基盤安定負担金の増額補正でございます。

歳入では、被保険者の資格異動の発生に伴い付加保険料を減額し、保険基盤安定繰入金は交付 決定額にあわせて減額しております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金で、付加保険料及び保険基盤安定負担金を減額して おります。

このようなことから、今回は577万4千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,217万 2千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第21号令和2年度球磨村介護保険特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

歳入につきましては、令和2年7月豪雨に係る介護保険の減免措置を実施したことに伴い、保 険料を1,412万1千円減額しております。また、国県負担金補助金、支払基金交付金を交付 決定にあわせて補正し、一般財源として繰越金を追加しております。

歳出では、保険給付費において令和2年7月豪雨災害で被災した地域密着型介護老人福祉施設が事業の休止をしたことに伴い、地域密着型介護サービス給付費を4,296万8千円減額しております。また、地域支援事業費において令和2年7月豪雨災害の発生により事業を中止したものについてそれぞれ減額をしております。

このようなことから3,361万4千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億8,066万 2千円とする予算を編成したところでございます。

最後に、議案第22号令和2年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

歳出につきましては、神瀬水道組合統合に係る届出設計業務委託料について、令和2年7月豪 雨の影響により事業の執行が困難となりましたので、減額補正を行っております。また、災害復 旧に係る経費につきましては、国庫補助金並びに災害復旧事業債を充当するため、一般会計に対 し、操出金として戻入れする必要があるため操出金の増額補正を行っております。

次に、歳入につきましては、令和2年7月豪雨に伴う簡易水道施設の災害復旧に係る経費について、国庫補助金並びに災害復旧事業債を充当するため、それぞれ増額補正としたほか、一般会計繰入金の不用額につきましては、減額補正を行っております。

このようなことから、今回は3,918万6千円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億 1,738万2千円とする予算を編成したところでございます。

以上、令和2年度一般会計並びに各特別会計補正予算について、ご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(多武 義治君) 審議の途中ですが、ここで休憩をいたします。

10時55分から再開します。

〇議長(**多武** 義治君) 会議を再開いたします。

日程第21 議案第23号 令和3年度球磨村一般会計予算について

日程第22. 議案第24号 令和3年度球磨村国民健康保険特別会計予算について

日程第23. 議案第25号 令和3年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第24 議案第26号 令和3年度球磨村介護保険特別会計予算について

日程第25. 議案第27号 令和3年度球磨村簡易水道特別会計予算について

○議長(多武 義治君) 次に、日程第21、議案第23号令和3年度球磨村一般会計予算から日程第25、議案第27号令和3年度球磨村簡易水道特別会計予算までは、令和3年度の一般会計及び特別会計ですので、5議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長(松谷 浩一君) 一括上程いただきました議案第23号から議案第27号、令和3年度一般会計並びに各特別会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第23号令和3年度球磨村一般会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。 今回の一般会計予算の総額は、令和2年度肉付け予算と比べ、20億4,566万2千円増の 58億6,500万円としております。 初めに、歳入についてご説明いたします。

村税において、個人村民税は令和2年7月豪雨災害に伴い、給与所得や農業所得の減少が見込まれ、また、固定資産税も家屋の解体や流失による課税対象の減少が見込まれるため、令和2年度より減額して計上しております。

地方交付税においては、災害関係等の経費について特別交付税措置があることから、その措置額を見込んで昨年度より増額して計上する一方で、普通交付税については、令和2年に実施された国勢調査人口が交付税の算定基礎になりますが、平成27年国勢調査人口より減少する見込みのため、交付税額の減少、減額が懸念されるところでありますが、例年並みの16億円を計上しております。

使用料においては、令和3年度から一勝地交流センター温泉事業が村の直営での予算を計上していることから、温泉利用料を今年度から新たに計上しております。国県支出金においては、各事業の事業費に合わせて、負担金や補助金等を計上しておりますが、令和2年7月豪雨災害からの災害復旧事業の財源を計上しているため、令和2年度よりも大きく増額しております。

財産収入においては、令和2年7月豪雨により村有住宅の多くが被災し、住宅を貸し付けることができなくなったため、建物貸付け収入を令和2年度より減額して計上しております。

寄付金においては、令和3年度のふるさと寄付金の目標額を3,000万円として歳入に計上し、繰入金においては、各事業の財源に基金を活用することとしております。その際においては、各災害復旧事業の事業費に合わせて計上しておりますが、その中で人吉下球磨消防組合西分署の水槽付消防ポンプ自動車が更新されることから、購入費用の財源として過疎債を活用することとしております。

続いて、歳出についてご説明いたします。

総務費においては、企画費でふるさと寄付事業の必要経費を計上し、村への寄付金を全国へ呼びかけるとともに、返礼品開発等も行い、村の特産品のPRも強化してまいります。

災害対策費では、災害派遣職員の手当等の予算を計上するとともに、今後災害公営住宅等の建設を実施するための測量設計を実施することとしております。また、復興まちづくり計画策定業務委託料は、村の復興計画を基に、地域ごとの復興まちづくり計画を策定する業務委託料を計上し、また、村有施設解体撤去工事は、令和2年7月豪雨で被災した村有施設について建物共済保険金を活用して、村有施設を解体いたします。

被災自治組織防犯灯電気料金補助金及び仮設住宅等コミュニティ形成支援助成金は、令和2年度から引き続き、県の球磨川流域復興基金交付金を活用して、被災された方々や地域の支援を図ってまいります。

民生費においては、災害対策費で独居高齢者世帯や要配慮世帯の見守り活動を行う業務委託や、

復興支援活動を行うボランティア団体の活動費に対する助成等を、県の球磨川流域復興基金を活用し、実施してまいります。

災害救助費では、災害救助費の対象となる仮設団地等の経費を計上するとともに、令和2年7月豪雨災害の災害関連死に認定された方の遺族に対する弔慰金や、豪雨により災害された全壊世帯に対する見舞金を1世帯当たり20万円として計上しております。

衛生費においては、予防費で新型コロナウイルスワクチン接種に係る予防接種委託料等の事業 費を計上しておりますが、事業費については国の負担金及び補助金を活用することとしておりま す。

農林水産費において、令和2年度補正予算で予算計上しておりました農業振興費の農村環境計画作成業務委託料は、令和2年7月豪雨により事業を中止していましたが、今後、農業基盤整備を行うためには環境保全の基本方針となる農村環境計画が必要なことから、改めて予算を計上しております。

山村振興対策費では、一勝地交流センターの温泉事業を村で運営するため、人件費や必要経費を計上しております。また、令和3年度から田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者として、さんがうら運営委員会を指定することから、指定管理委託料を計上し、施設の利便性及びサービス向上を図ってまいります。

商工費においては、令和2年7月豪雨で被災した商工業者に対して、設備等の再建を行うに当たり、生業補助金に村単独として上乗せをする補助金を計上し、商工業者の支援を行ってまいります。

土木費においては、道路、橋梁費で村内橋梁の長寿命化のため、計画的な点検や二次補修を国 の補助金を活用して実施することとしております。

消防費においては、国の球磨川水系防災・減災ソフト対策補助金を活用して、個人住宅の水害 保険の掛金の一部を補助し、水害に対してのソフト面での支援を強化してまいります。

教育費においては、令和2年度は外部委託しておりましたスクールバスの運転業務を村の事業 として戻し、村内の小中学生が安心・安全に通学できるよう万全を期してまいります。また、新 たな職員として指導主事を採用する予算を計上し、小中学校の学校教育に関して専門的に指導を 行っていくこととし、球磨村の特色ある学校づくりを目指してまいります。

中学校費では、球磨中学校校舎の屋根が老朽化により雨漏りが全体的に発生していることから、 過疎債を活用し屋根の改修工事を実施いたします。

災害復旧費においては、令和2年7月豪雨からの復旧工事を引き続き実施し、農地や道路の早期復旧を目指します。

令和3年度の予算額は、令和2年7月豪雨に起因する災害復旧及び復興により、平常時の約

2年分の当初予算を編成するような規模になっております。

歳入については、本村の歳入の大半を占める普通交付税は、人口減少の影響により令和3年度の交付額は大幅な減額の推測も出ていることから、豪雨災害での特殊な事情も考慮していただくよう国へ要望書を提出し、一般財源の確保に努めているところであります。

また、令和2年7月豪雨に伴う災害復旧事業の財源としては、村債を活用しておりますが、交付税措置率の高い災害関連の起債ではあるものの、元金の償還が開始されれば公債費の増加が懸念されます。

このように、厳しい財政状況の中ではあるものの、令和2年7月豪雨からの復旧・復興を最優 先事項とした予算を編成したところでございます。

次に、議案第24号令和3年度球磨村国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計予算につきましては、令和30年4月の制度改正から引き続き制度の充 実を図るところでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

県支出金につきましては、県の国民健康保険事務処理標準システムの稼働に関わるものについて計上するため増額しております。また、繰入金につきましては、前年度実績見込みに合わせて減額しております。

次に、歳出につきまして、県の国民健康保険事務処理標準システムに関連するシステム改修により、総務費を増額しております。また、国民健康保険事業費納付金につきましては、県からの 算定額を計上し減額しております。

そのようなことから、対前年度予算に対しまして 1, 7 6 0 万円を増額し、予算総額歳入歳出 それぞれ 5 億 1, 0 5 0 万円で編成しております。

次に、議案第25号令和3年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入では、被保険者から徴収します後期高齢者医療保険料及び一般会計から繰り入れます一般 会計繰入金を計上しております。

後期高齢者医療保険料につきましては、保険料率の変更及び県全体の被保険者が増加していることから、保険料の積算基礎に一律2%の調整を加えております。軽減特例の見直しも行われており、前年度と比べますと増加しております。一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定負担金からの繰入金が減少しております。

歳出では、総務費に村が行う窓口業務及び徴収事務に伴う経費を計上し、後期高齢者医療広域 連合納付金に、広域連合へ納付する保険料及び一般会計から繰り入れた保険基盤安定負担金を計 上しております。

そのようなことから、予算の総額は前年度当初予算比72万6千円増の、歳入歳出それぞれ 5,850万1千円としております。

次に、議案第26号令和3年度球磨村介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。 歳出では、保険給付費において、地域密着型介護老人保健施設の利用者の減少に伴い減額となっております。また、地域支援事業では一般介護予防事業費において、介護予防事業に従事する 会計年度任用職員の報酬等が増えたことから増額となっております。

歳出の財源として、介護保険料国県支出金及び支払基金交付金一般会計繰入金のほか、介護給付費準備基金からの繰入金を予定しております。

そのようなことから、予算の総額は、前年度当初予算比4,039万8千円減の、歳入歳出それぞれ6億5,421万7千円としております。令和3年度は、第8期介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で暮らすことができるように、自立支援と健康づくりの取組をさらに推進し、生活支援体制や認知症支援体制の強化を図り、市域包括支援センターの機能を充実させるとともに、令和2年7月豪雨災害発生後の介護予防事業の充実を図っていきたいと考えております。

最後に、議案第27号令和3年度球磨村簡易水道特別会計予算について、ご説明申し上げます。 簡易水道事業は、施設の維持管理を主体として運営しておりまして、歳入では、水道使用者か ら徴収します水道使用料及び公債費の一部に充当します一般会計繰入金を計上しています。

歳出では、工事請負費、簡易水道水質検査手数料、水道遠隔監視システム維持管理業務委託料等の、維持管理に関わる経費を計上しております。また、令和2年7月豪雨災害で被災した簡易水道施設の復旧に必要な予算として、災害復旧費を計上しておりますが、この財源は国の補助金と水資源基金を充当しております。

そのようなことから、予算の総額は前年度当初予算比1,606万6千円増の、歳入歳出それぞれ7,650万円としております。

今後におきましても、村民の皆様に安定した安心安全な水の供給に努めていく所存でございます。

以上、令和3年度一般会計並びに各特別会計予算について、ご説明を申し上げました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(多武 義治君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月15日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午前11時11分散会